

令和8年度旭平和墓園 合葬式墓地使用者募集案内

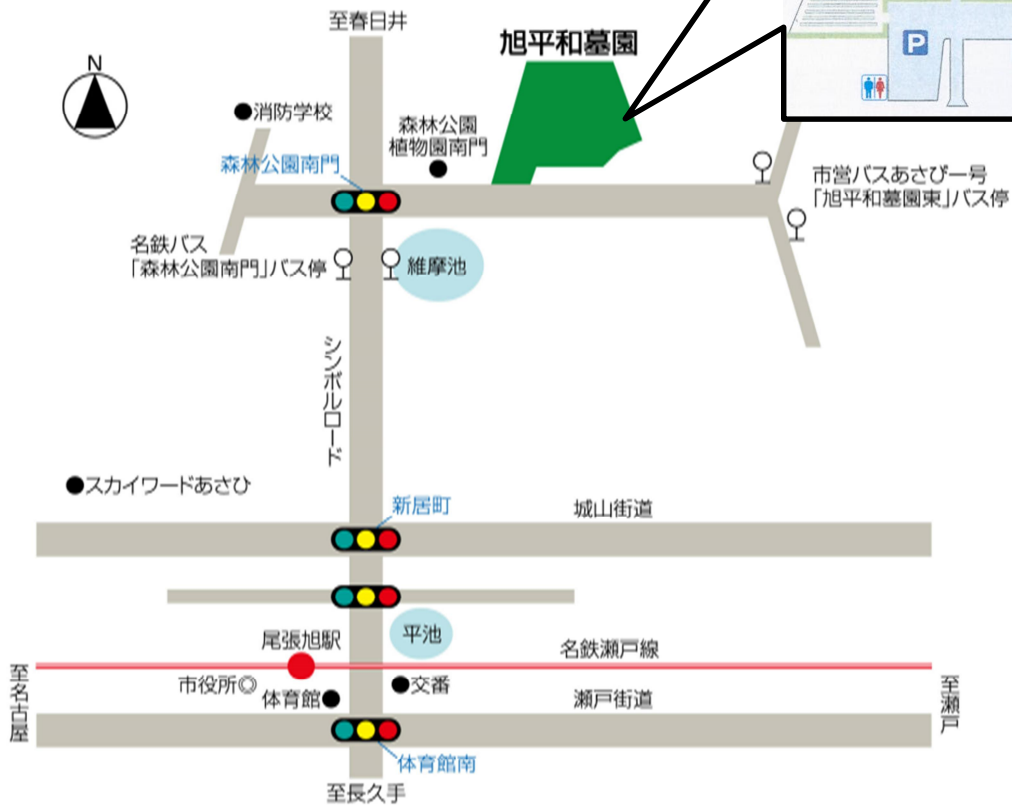
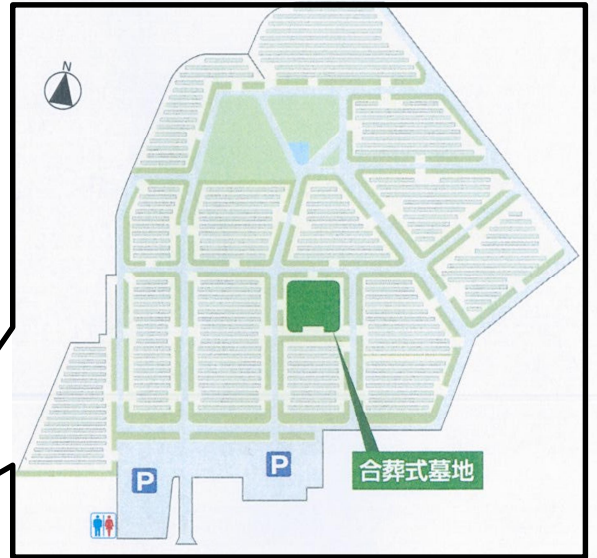
目次

	ページ
I 合葬式墓地の概要	
1 合葬式墓地の概要について	1
2 合葬式墓地 Q & A	2
II 令和8年度使用者募集概要	
1 合葬式墓地の募集数・永代使用料	3
2 申込資格	3
3 申込受付期間・場所	3
4 申込資格確認フローチャート	4
5 申込みに必要な書類など	5
6 申込みについての注意事項	6
7 墓地使用者の決定方法	6
8 抽選の方法・抽選結果の発表	7
9 抽選結果通知後の手続き	7
10 手続きの流れ	8
11 遺骨の埋蔵手続き	9
12 使用申込書等記載例	10
III 施設変更制度（旭平和墓園一般墓地の返還による特例使用許可）	
1 施設変更制度の概要	12
2 施設変更制度の募集数・永代使用料	12
3 施設変更制度の対象者	12
4 施設変更制度対象者確認フローチャート	12
5 施設変更制度の申込受付期間・場所	13
6 施設変更制度による永代使用料の減免について	13
7 施設変更制度の申込みに必要な書類など	14
8 施設変更制度の申込みについての注意事項	14
9 施設変更制度の手続きの流れ	15
10 施設変更制度に関する申請書類の記載例	16

【受付期間】 令和8年5月8日（金）～5月29日（金）

問合せ先：尾張旭市市民生活部環境課 電話0561-76-8134（直通）

【旭平和墓園案内図】



【施設概要】

- 所在地：尾張旭市旭ヶ丘町山の手 555 番地 1
- 一般墓地：4,678 区画
- 合葬式墓地：個別埋蔵墓所：2,000 体
共同埋蔵墓所：2,500 体
- 駐車場：あり（101 台）
- 市営バスあさび一号「旭平和墓園東」バス停より徒歩 2 分
名鉄バス「森林公園南門」バス停より徒歩 5 分

《市ホームページ》
旭平和墓園の案内



I 合葬式墓地の概要

1 合葬式墓地の概要について

(1) 合葬式墓地とは

合葬式墓地は、一つの埋蔵施設に多くのかたを埋蔵するお墓です。遺骨は土の中に埋蔵し、自然へ還る形式です。管理が不要な永代埋蔵のお墓で、将来にわたりお墓を引き継いでいくことに不安があるかたにも、安心して使用していただけます。

(2) 特徴

ア あらかじめ埋蔵するかたを決めて申し込む墓地です。使用許可を受けた遺骨のみ埋蔵することができます。

イ 遺骨は永代埋蔵となり、使用期限はありません。(永代供養ではありません。)

ウ 管理が不要のため、お墓を受け継ぐかたがいなくても安心して利用できます。

(3) 合葬式墓地の種別

ア 個別埋蔵墓所 埋蔵数 2, 000 体

合葬式墓地内の芝生に遺骨を1体ずつ個別に埋蔵します。

イ 共同埋蔵墓所 埋蔵数 2, 500 体

合葬式墓地南西側の芝生下に設けられた納骨棺に遺骨を共同で埋蔵します。

(4) 埋蔵方法

遺骨は、指定の納骨袋1枚に対し一体を納めたうえで埋蔵します。遺骨の埋蔵は管理者(市)が行い、使用者が立ち会うことはできません。

(5) 参拝方法

合葬式墓地南側に設けられた献花台において、お花やお線香を手向けることができます。

(6) 留意事項

ア 既に埋蔵した遺骨は、返還、改葬及び分骨できません。

イ 遺骨の埋蔵に立ち会うことはできません。

ウ 埋蔵位置の指定はできません。

エ 個別の墓碑や、個人の名前を記載した名板などは、設置できません。

オ 永代供養ではありません。供養や宗教的儀式などは使用者の責任で行ってください。

カ 献花台には、供花と線香以外のお供え物や塔婆を置くことはできません。

キ 供花は、参拝後にお持ち帰りください。なお、献花台に供花があった場合、衛生上及び景観上の観点から管理者が処分します。

ク 墓所内に植物を植える行為や、私物を据え置くことはできません。

2 合葬式墓地Q&A

Q 1 家族で合葬式墓地を利用したいのですが。

A 1 合葬式墓地は遺骨1体（生前申込みの場合は1人）ごとの申し込みとなりますので、ご家族で利用を希望される場合は、人数分のお申し込みをしていただく必要があります。

Q 2 個別埋蔵墓所と共同埋蔵墓所の違いを教えてください。

A 2 遺骨を単独で埋蔵するか、他の遺骨と共同で埋蔵するかの違いになります。
なお、どちらも個人の名前を記載した名板などはありません。

Q 3 複数の遺骨を隣り合うように埋蔵してもらえますか。

A 3 遺骨の埋蔵は届出がされた順に行いますので埋蔵場所を指定することはできません。

Q 4 埋蔵に立ち会えないということですが、埋蔵場所は教えてもらえますか。

A 4 埋蔵後、おおまかな埋蔵場所と埋蔵した日をお知らせする報告書を送付します。

Q 5 合葬式墓地に埋蔵をしたが、他の墓地に移したいので遺骨を返還してほしい。

A 5 合葬式墓地は土中に遺骨を埋蔵し、土に還る形式です。そのため返還、改葬及び分骨はできません。

Q 6 合葬式墓地の見学はできますか。

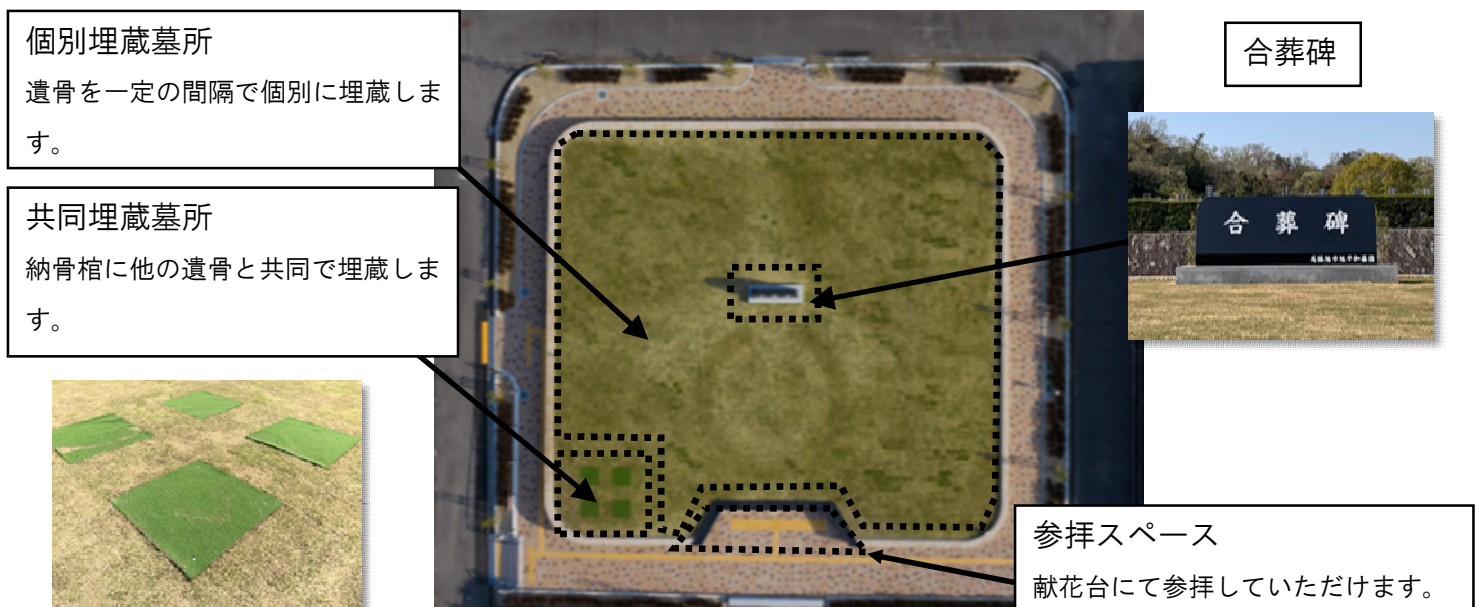
A 6 合葬式墓地については、自由にご覧いただけます。ただし、芝生内への立ち入りはご遠慮ください。

Q 7 旭平和墓園一般墓地を使用しているが、墓地の管理が難しいため、合葬式墓地に遺骨を改葬したい。

A 7 旭平和墓園一般墓地の使用者のかたは、一般墓地を返還していただくことで、合葬式墓地の使用許可を受けていただくことができます（施設変更制度）。また、条件により使用料の減免を受けることができます場合があります。詳細は11～20ページをご参照ください。

Q 8 合葬式墓地の施設の詳細を教えてください。

A 8 下図のとおりです。



Ⅱ 令和8年度使用者募集概要

1 合葬式墓地の募集数・永代使用料

	墓地種別	今回募集数	永代使用料(1体につき)	
			市民・元市民(※)	左記以外
募集区分	個別埋蔵墓所	80体	150,000円	200,000円
	共同埋蔵墓所	100体	50,000円	80,000円

※ 市民・元市民とは、本市の住民基本台帳に記録されているかた又はされていたかたを指します。

- ・ 年度ごとに募集数を定め、毎年度募集を行う予定です。
- ・ 永代使用料以外に管理料などはありません。

2 申込資格


現に旭平和墓園一般墓地の使用許可を受けておらず、かつ、次の①又は②の要件のいずれかに該当するかた。(申込資格の有無については4ページのフローチャートをご参照ください。)

区分	申込者(※1) の居住要件	埋蔵予定者(※2) の要件	申込者と埋蔵 予定者との関係
①遺骨所持	なし	死亡者(遺骨)	親族
②生前(自己利用)	なし	本人の自己利用	申込者本人

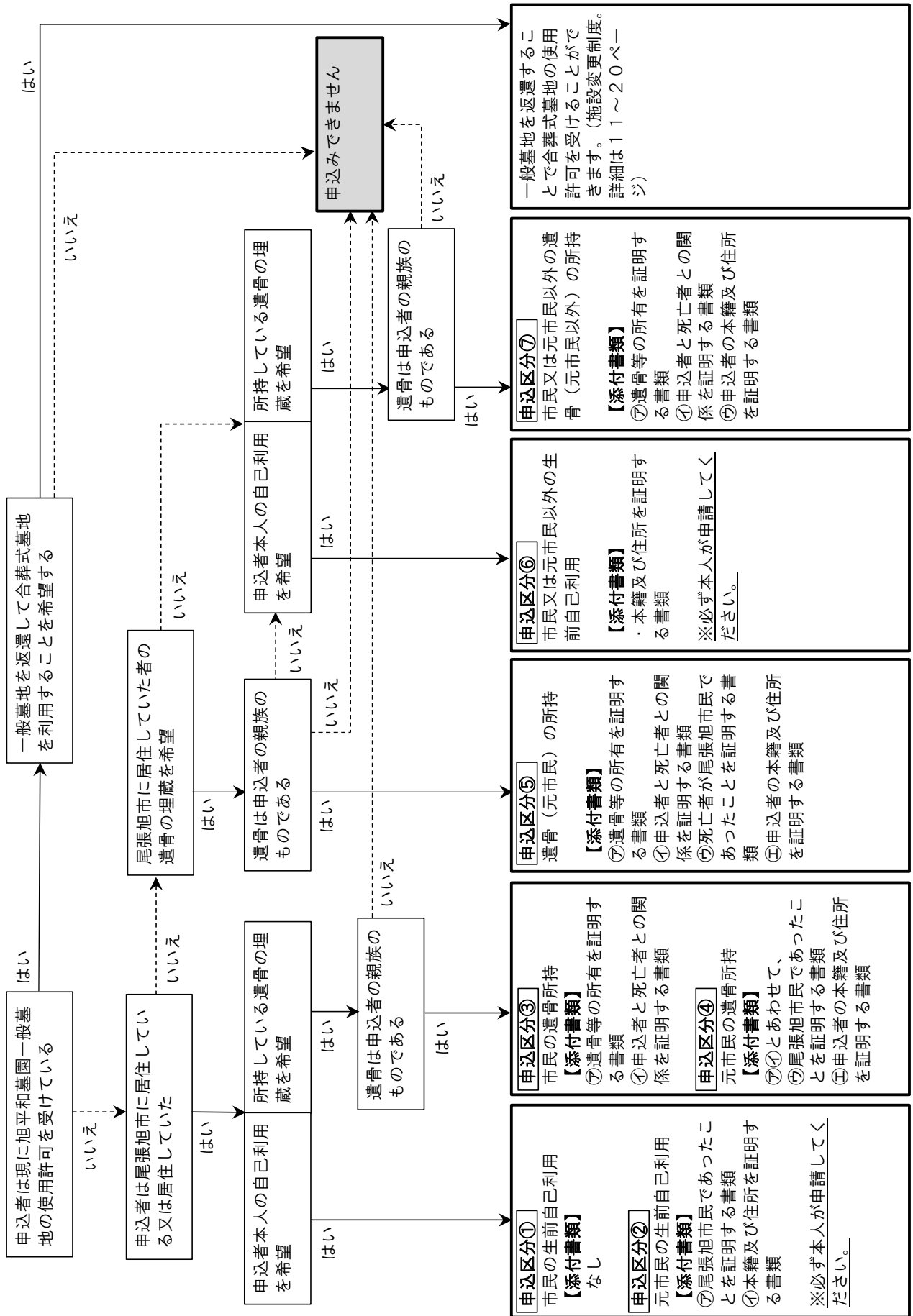
(※1) 申込者…墓地を使用したいという意思があり、申込みをするかた。

(※2) 埋蔵予定者…合葬式墓地に埋蔵されることを希望する存命のかた又は死亡者(遺骨)

3 申込受付期間・場所

受付期間	令和8年5月8日(金)～令和8年5月29日(金) ★郵送の場合は5月29日(金)必着 午前9時～午後5時 ※土・日を除く
受付方法	窓口、郵送又はオンライン
受付場所 (送付先)	尾張旭市役所 市民生活部 環境課環境施策係 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 《オンライン申込フォーム》 

4 申込資格確認フローチャート



※ 添付書類の詳細は、5ページを参照してください。

5 申込みに必要な書類など

(1) 尾張旭市旭平和墓園合葬式墓地使用申込書 (記載例は10ページ)

必要事項を記入してください。

(2) 旭平和墓園合葬式墓地使用申込みチェック表

各チェック項目で、申込みに当たっての確認事項や必要な添付書類がそろっていることを確認し、「○」を記入してください。

※ 書類に不備がある場合は、受付せずに返却する場合があります。

(3) 旭平和墓園合葬式墓地使用申込書受付票 (記載例は11ページ)

必要事項を記入してください。

※ 受付後、「受付年月日」と「受付番号」を記入してお返しします。

※ 受付（抽選）番号が記入されていますので、結果の通知があるまで、大切に保管しておいてください。

(4) 尾張旭市民であったことを証明する書類 ★ 申込区分②④⑤のかたのみ

尾張旭市に住んでいたことがわかる住民票の除票の写し、戸籍（除票）の附票の写し、火葬許可証の写し等のいずれか

(5) 本籍及び住所を証明する書類 ★ 申込区分②④⑤⑥⑦のかたのみ

申込者が、尾張旭市の住民基本台帳に記録されているかた（市民）ではない場合は、「本籍記載の住民票」の写し等を添付してください。

(6) 遺骨等の所有を証明する書類 ★ 申込区分③④⑤⑦のかたのみ

親族に死亡者があり、その遺骨を祭るための墓地を必要とするかたは、次の書類を添付してください。

ア	遺骨が自宅に保管してある場合	「火葬許可証」の写し ※1
イ	遺骨がほかの墓地に埋蔵してあり、改葬する場合	「埋蔵証明書」の写し ※1※2
ウ	遺骨が寺院等に保管してある場合	「収蔵証明書」の写し ※1※2

※1 遺骨と申込者の関係が、「火葬許可証」の写し等で確認できる場合は、(7)の申込者と死亡者の関係を証明する書類は省略できます。

※2 使用開始後に遺骨を埋蔵する際には、改葬許可証が必要となります。

(7) 申込者と死亡者との関係を証明する書類 ★ 申込区分③④⑤⑦のかたのみ

「戸籍謄本」の写し等

※ 遺骨（死亡者）と申込者の関係が、「火葬許可証」の写し等で確認できる場合は省略できます。

(8) 返信用封筒（申込書受付票返信用） ★ 郵送で申請する場合のみ

切手（110円※）を貼り付け、申込者の郵便番号、住所及び氏名を記載したものを用意してください。申請書類を受理後、申込書受付票を返送します。

※ 令和6年10月1日から郵送料金が改定していますのでご注意ください。

6 申込みについての注意事項

- (1) 既に尾張旭市旭平和墓園一般墓地を使用されているかたは、お申し込みいただけません。ただし、一般墓地を返還する場合は、お申し込みいただけます。詳細は12～21ページをご参照ください。
- (2) 生前（自己利用）申込みをされるかたは、必ず本人がお申込みください。
- (3) 埋蔵予定者1人につき1件の申込みとなります。
- (4) 1人の申込者が複数の遺骨所持申込みをすることも可能です。ただし、同一の遺骨に対して複数のかたが申込みをした場合は、無効となります。
- (5) 申込み後は、埋蔵予定者の変更はできません。
- (6) 申込書や添付書類に不備があると受付ができません。余裕を持った申請をお願いします。
- (7) 墓地の使用は、「許可するもの」であり、「売り渡すもの」ではありません。また、墓地の使用権は、譲渡や転貸することはできません。
- (8) 墓地の使用許可を受けた後、墓地が不要となった場合は、使用許可を取り消す手続きをしていただきます。その場合、使用許可を受けた日からの経過年数により、お支払いいただいた永代使用料に次の表に定める割合を乗じて得た額を還付します。**使用許可を受けてすぐに取消しをされた場合も、使用料は一部のみしか還付できません**のでご注意ください。

なお、墓地に焼骨を埋蔵した後は、使用許可の取消しはできません。

使用許可を受けた日からの経過年数	還付する使用料の割合
1年以内	85パーセント
2年以内	70パーセント
3年以内	55パーセント
4年以内	40パーセント
5年以内	25パーセント
5年を経過した後	10パーセント

7 墓地使用者の決定方法

- (1) 墓地種別ごとの募集数を応募数が上回った場合は、抽選にて使用者を決定します。
- (2) 抽選日

抽選日時	令和8年6月9日(火) 午前10時から
抽選場所	尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室
注意事項	① 申込者は、抽選会場をご自由に参観いただけます。（申込者以外のかたの参観はご遠慮ください。） ② 参観されるかたは、受付票をご持参ください。（受付票がない場合は抽選会場へ入場できません。） ② 体調がすぐれない場合は参観をお控えください。

- (3) 抽選結果は、申込者全員に郵送で通知します。

8 抽選の方法・抽選結果の発表

墓地種別ごとに抽選を行い、当選者を決定します。抽選にあたり、次の区分ごとに優先当選とします。

- (1) 遺骨を祭るために墓地を必要とするかた（市民又は元市民）【申込区分③④⑤】
- (2) 市民又は元市民の自己利用（70歳～のかた）【申込区分①②】
- (3) 市民又は元市民の自己利用（60歳～69歳のかた）【申込区分①②】
- (4) 市民又は元市民の自己利用（～59歳のかた）【申込区分①②】
- (5) (1)以外で遺骨を祭るために墓地を必要とするかた【申込区分⑦】
- (6) (2)以外の自己利用（70歳～のかた）【申込区分⑥】
- (7) (3)以外の自己利用（60歳～69歳のかた）【申込区分⑥】
- (8) (4)以外の自己利用（～59歳のかた）【申込区分⑥】



抽選結果は郵送で申込者全員に通知します。また、環境課窓口に掲示するほか、市のホームページに掲載します。
電話での抽選結果のお問合せはご遠慮ください。

9 抽選結果通知後の手続き

- (1) 当選者に送付する「旭平和墓園合葬式墓地使用許可申請書」（第10号様式）を記入のうえ、期限までに提出してください（郵送可）。期限までに提出がない場合、当選は無効とし、補欠者を繰り上げます。（当選を辞退されるかたは、「辞退届出書」を記入のうえ、期限までに提出してください。）
- (2) 当選者に送付する「永代使用料納付書」により、永代使用料を納期限内に指定金融機関で納付してください。
- (3) 「旭平和墓園合葬式墓地使用許可証」を次のいずれかの方法で受け取ります。
 - ア 郵送で受け取る場合
永代使用料納付後、環境課へ永代使用料の納付日を連絡してください。納付を確認後、許可証を自宅に郵送します。「受領書」及び「返信用封筒」を同封しますので、受領書に署名をしていただき、ご返送ください。
 - イ 窓口で受け取る場合
永代使用料を納付した際に受け取る「領収書」を環境課窓口へお持ちください。領収書を確認後、使用許可証を交付します。

10 手続きの流れ

申込書の提出

5/8 (金) ~ 5/29 (金)

- 受付完了後、受付票をお渡しします。
- 郵送申込者には受付票を郵送いたします。
- オンライン申込者には受付メールを送信します。

抽選

6/9 (火)

- 結果は、窓口、ホームページに掲載します。
(受付票の受付番号でご確認ください。)

結果を通知 (郵送)

- 当選・落選に関わらず申込者全員に結果を通知します。
[6月26日(金)までに発送]

「旭平和墓園合葬式墓地 使用許可申請書」の提出

7/10 (金) まで

※必着

- 窓口又は郵送にてご提出ください。
- 期限までに提出がない場合、当選は無効となります。
- 辞退する場合は、辞退届をご提出ください。

永代使用料の納付

8/3 (月) まで

- 7/15 (水) 以降、納付書を郵送します。
- 指定金融機関で納付してください。

「旭平和墓園合葬式墓地 使用許可証」の交付

- 窓口での交付を希望する場合
納付後の「領収書」を環境課窓口へお持ちください。確認後、即日交付します。
- 郵送での交付を希望する場合
納付日を、8月3日(月)までに環境課 (電話 0561-76-8134) へご連絡ください。入金を確認後、郵送で交付します。

許可証を受領後、

墓地の使用開始

11 遺骨の埋蔵手続き

合葬式墓地使用許可証が交付されてから、遺骨の埋蔵をすることができます。

埋蔵を依頼する場合は、事前に市役所環境課に届出を行い、遺骨を持参する日の予約を行ってください。その際に遺骨を納める袋をお渡ししますので、予約日には遺骨を袋に入れてお持ちください。

届出に必要な書類

- ・「合葬式墓地埋蔵物届出書（第12号様式）」
- ・合葬式墓地使用許可証
- ・死体火葬許可証、改葬許可証または分骨証明書の原本
(他の墓地から改葬を行う場合は、事前に改葬許可証を取得してください。改葬許可証の取得方法は、改葬元の墓地所在地の市町村へ、お問合せください。)

● 遺骨お預かりの流れ

(1) 環境課窓口にて、埋蔵物届出書（第12号様式）を提出する。

添付書類として、火葬許可証又は改葬許可証※が必要です。 ※原本

● 火葬許可証を紛失してしまった場合

「火葬許可証に代わる証明書」で代替できます。取得の方法等については、環境課窓口にお問い合わせください。

(2) 遺骨持参日を予約する。

ア 遺骨は別室にてお預かりします。

イ 指定できる予約日は、平日（土日祝休日、年末年始を除く）午前9時30分から午後3時30分までです。

(3) 納骨袋を受け取る。

ア 遺骨を納めるための納骨袋（白）と、手提げ袋（黒）をお渡しします。

イ 納骨袋（白）に、許可証番号及び埋蔵されることとなる者の氏名を記入してください。

(4) 予約した日時に、合葬式墓地使用許可証と遺骨を持参する。

ア 遺骨は、納骨袋（白）に遺骨のみを納めたうえで、手提げ袋（黒）に入れてください。※ 遺骨以外のもの（骨壺、木箱など）を入れないでください。

イ 当日は、環境課窓口ではなく、直接別室へお越しください。

ウ 所要時間は5分程度です。

エ 日時の変更等については、必ず事前にお電話ください。

(5) 埋蔵報告書が届く

ア 遺骨を墓地に埋蔵後、使用者宛てに埋蔵報告書を送付します。

イ 埋蔵報告書が届きましたら、御参拝ください。

ウ 遺骨をお預かりしてから埋蔵報告書が届くまで、1か月程度かかります。御了承ください。

12 使用申込書等記載例

(1) 合葬式墓地使用申込書記載例

尾張旭市旭平和墓園合葬式墓地使用申込書						
ふりがな	へいわ たろう		生年月日	昭和●年●月●日		
氏名	平和 太郎		電話	0561-53-2111		
本籍	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 <input checked="" type="checkbox"/> 住所に同じ		区分	市民・元市民 その他		
埋蔵されることとなる者	ふりがな	生年月日	申請者との続柄	焼骨・生前の別	墓地の種別	区分
	氏名	昭和●年●月●日	<input checked="" type="checkbox"/> 本人	生前焼骨	個別共同	市民・元市民 その他
	へいわ たろう	昭和●年●月●日	妻	焼骨	個別共同	市民・元市民 その他
	平和 太郎	昭和●年●月●日				
	へいわ はなこ	昭和●年●月●日	焼骨	個別共同	市民・元市民 その他	
	平和 花子	昭和●年●月●日	焼骨	個別共同	市民・元市民 その他	
申込み後に変更することはできません。ご注意ください。		申込み数と永代使用料の合計を記入する。				
個別埋蔵墓所	(150,000 円/体) 2 体	(200,000 円/体) 体	永代使用料合計			
共同埋蔵墓所	(50,000 円/体) 体	(80,000 円/体) 体	300,000 円			
<p>上記のとおり尾張旭市旭平和墓園の合葬式墓地を使用したいので申し込みます。 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議ありません。 また、尾張旭市旭平和墓園の合葬式墓地を使用するに当たり、個人及び世帯の情報を確認することに同意します。</p>						
令和●●年●●月●●日			尾張旭市長 殿			
受付年月日	受付番号(抽選)	添付書類	備考			
		1 火葬許可証の写し 2 埋蔵証明書の写し 3 収蔵証明書の写し 4 戸籍証明の写し 5 居住証明の写し	添付書類の詳細は5ページ参照 (添付書類は原本ではなく写しを提出する。)			

(2) 合葬式墓地使用申込書受付票記載例

尾張旭市旭平和墓園合葬式墓地使用申込書受付票				
申込者	ふりがな	へいわ たろう		
	氏名	平和 太郎		
埋蔵されることとなる者	氏名	生前・焼骨の別	墓地の種別	受付番号(抽選)
	<input checked="" type="checkbox"/> 申込者に同じ	生前・焼骨	個別・共同	個-■■■
	平和 花子	焼骨	個別・共同	個-■▲
		焼骨	個別・共同	
		焼骨	個別・共同	
<p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 5px;">環境課窓口で受付後、受付印の押印及び受付番号の記入を行います。 記入後、返却しますので、抽選日まで大切に保管しておいてください。</p>				
個別埋蔵墓所	(150,000円/体) 2体	(200,000円/体) 体	永代使用料合計 300,000円	
共同埋蔵墓所	(50,000円/体) 体	(80,000円/体) 体		
<p>1 抽選日：令和7年6月9日(火)午前10時</p> <p>2 抽選会場：市役所南庁舎2階 201会議室</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・抽選を参観されるかたは受付票をご持参ください。 ・申込者以外のかたの参観はご遠慮ください。 ・体調がすぐれない場合は参観をお控えください。 </div> <p>3 抽選結果は全員に郵送で通知します。6月26日(金)までに発送。 市のホームページ、窓口にも掲載します。電話での問合せはご遠慮ください。</p>				
<p>申込み数と永代使用料の合計を記入してください。</p>				
<p>受付年月日</p> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div>				

Ⅲ 施設変更制度（旭平和墓園一般墓地の返還による特例使用許可）

1 施設変更制度の概要

一般墓地を返還し、合葬式墓地への施設変更を希望される旭平和墓園一般墓地の使用者（以下、「特例申請者」といいます。）は、通常の利用者募集（3ページから10ページまでをご参照ください。）とは別に、特例で合葬式墓地の使用許可を受けることができます。また、条件により合葬式墓地の永代使用料の減免を受けることができます場合があります。

2 施設変更制度の募集数・永代使用料

	墓地種別	募集数	永代使用料(1体)	
			特例申請者及び市民・元市民(※)	左記以外
募集区分	個別埋蔵墓所	制限なし	150,000円	200,000円
	共同埋蔵墓所	制限なし	50,000円	80,000円

※ 市民・元市民とは、本市の住民基本台帳に記録されているかた又はされていたかたを指します。

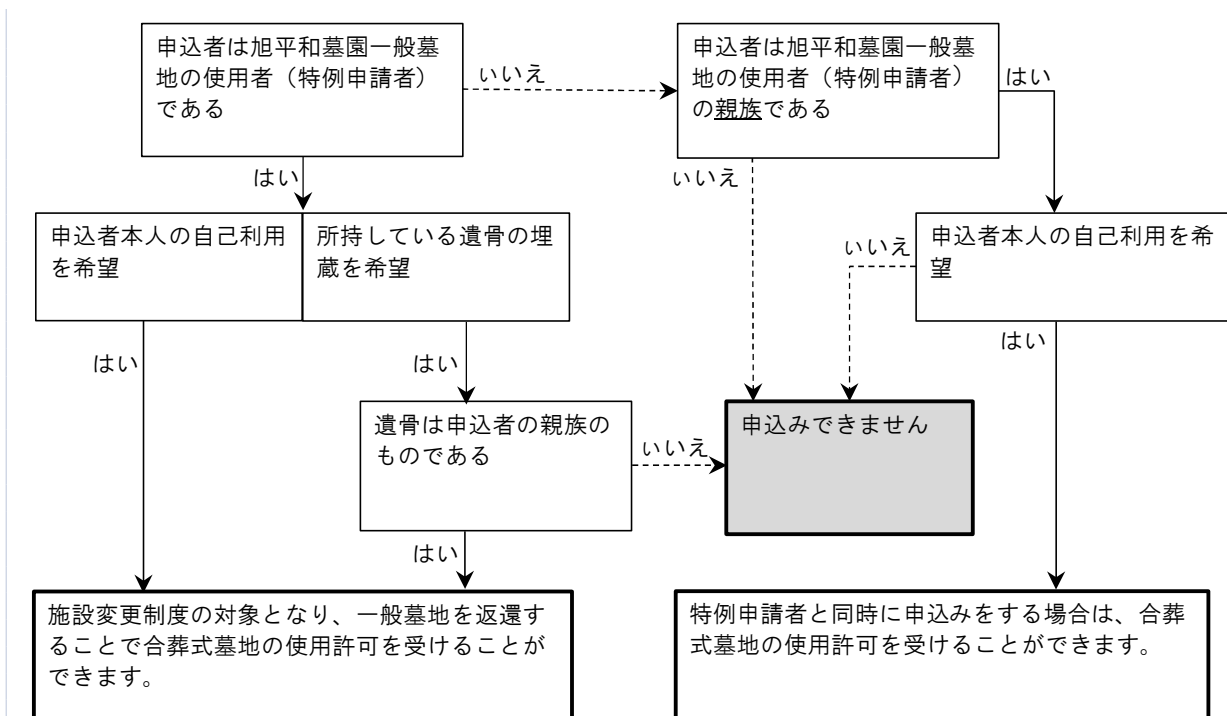
3 施設変更制度の対象者

申込者(※1)	申込者の居住要件	埋蔵予定者(※2)の要件	申込者と埋蔵予定者との関係
特例申請者	なし	死亡者（遺骨）	親族
		特例申請者の自己利用	本人
特例申請者の親族	なし	本人の自己利用で特例申請者と同時に申請	本人

(※1) 申込者…墓地を使用したいという意思があり、申込みをするかた。

(※2) 埋蔵予定者…合葬式墓地に埋蔵されることを希望する存命のかた又は死亡者（遺骨）

4 施設変更制度対象者確認フローチャート



5 施設変更制度の申込受付期間・場所

受付期間	随時(通年受付) 午前9時～午後5時 ※ 土・日・祝日を除く
受付方法	窓口
受付場所	尾張旭市役所 市民生活部 環境課環境施策係

6 施設変更制度による永代使用料の減免について

施設変更制度を利用した場合、合葬式墓地永代使用料の減免を受けることができます。一般墓地を返還した際に還付する一般墓地の永代使用料（以下、「還付金」といいます。）と合葬式墓地永代使用料の減免額（以下、「減免額」といいます。）を合計すると、1体分の合葬式墓地永代使用料が実質無料となるように減免します。

ただし、還付金の額が、1体分の合葬式墓地永代使用料の額を上回る場合は、減免はありません。

減免額は合葬式墓地永代使用料と還付金の差額となります。

埋蔵予定者が複数いる場合でも、減免を受けられるのは1体分のみです。

参考：返還による一般墓地永代使用料の還付率

使用許可を受けた日からの経過年数	還付する使用料の割合
1年以内	85パーセント
2年以内	70パーセント
3年以内	55パーセント
4年以内	40パーセント
5年以内	25パーセント
5年を経過した後	10パーセント

例1

【申込みをする墓地】個別埋蔵墓所

（永代使用料）1体 150,000円…①

【返還する一般墓地】

（既納一般墓地永代使用料）422,200円

（使用許可を受けた日からの経過年数）5年経過（還付する使用料の割合10%）

（還付金の額） $422,000円 \times 10 / 100 =$ 42,200円…②

【永代使用料減免】あり（150,000円（①）>42,200円（②））

還付金の額が1体分の永代使用料の額を下回るため、永代使用料の減免を行います。

$150,000円（①） - 42,200円（②） =$ 107,800円を減免します。

例2

【申込みをする墓地】共同埋蔵墓所

(永代使用料) 1体 50,000円…①

【返還する一般墓地】

(既納一般墓地永代使用料) 583,000円

(使用許可を受けた日からの経過年数) 4年以内 (還付する使用料の割合 40%)

(還付金の額) $583,000 \times 40 / 100 =$ 233,200円…②

【永代使用料減免】なし (50,000円 (①) < 233,200円 (②))

一般墓地返還による還付金の額が1体分の永代使用料の額を上回るため減免はありません。

7 施設変更制度の申込みに必要な書類など

(1) 墓石等の撤去に関する書類 ★ 墓石等が建っているかたのみ

ア 旭平和墓園一般墓地内工事着手届 (第3号様式)

イ 旭平和墓園一般墓地内工事完了届 (第4号様式)

(2) 一般墓地の返還に関する書類

ア 旭平和墓園一般墓地返還届 (第9号様式) (記載例は16ページ)

イ 旭平和墓園一般墓地使用料還付請求書 (第8号様式) (記載例は17ページ)

旭平和墓園一般墓地使用許可証

(3) 合葬式墓地の申込み、減免申請に関する書類

ア 旭平和墓園合葬式墓地特例使用許可申請書 (第17号様式) (記載例は18ページ)

イ 旭平和墓園合葬式墓地永代使用料減免申請書 (第18号様式) (記載例は19ページ)

ウ 永代使用料還付金の充当についての承諾書 (記載例は20ページ)

エ 旭平和墓園合葬式墓地特例使用許可申請チェック表

オ 遺骨等の所有を証明する書類 (一般墓地に埋蔵されていた遺骨については不要)

(ア)	遺骨が自宅に保管してある場合	「火葬許可証」の写し ※1
(イ)	遺骨がほかの墓地に埋蔵してあり、改葬する場合	「埋蔵証明書」の写し ※1※2
(ウ)	遺骨が寺院等に保管してある場合	「収蔵証明書」の写し ※1※2

※1 遺骨と申込者の関係が、「火葬許可証」の写し等で確認できない場合は、加えてその関係を証明するための「戸籍謄本」の写しなどが必要となります。

※2 使用開始後に遺骨を埋蔵する際には、改葬許可証が必要となります。

(4) 特例申請者の親族が生前申込みをする場合の書類 ★ 親族が同時申込するかたのみ

ア 旭平和墓園合葬式墓地使用許可申請書 (第10号様式) (記載例は21ページ)

イ 旭平和墓園合葬式墓地特例使用許可申請チェック表

ウ 特例申請者との関係を証明する書類 (「戸籍謄本」の写しなど)

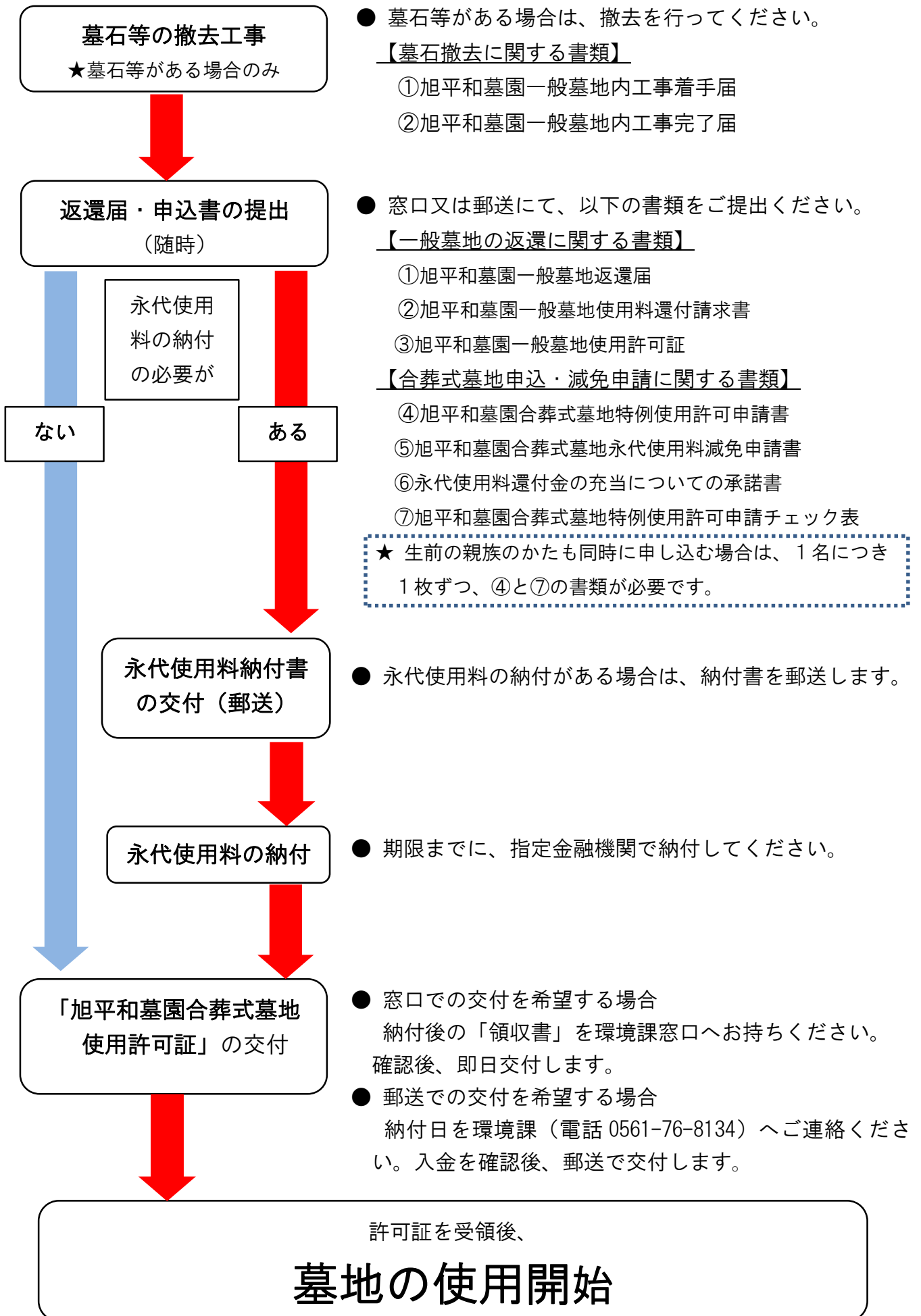
エ 本籍及び住所を証明する書類 (「本籍記載の住民票」の写しなど)

8 施設変更制度の申込みについての注意事項

(1) 埋蔵予定者が複数いる場合でも、減免を受けられるのは1体分のみです。

(2) 現在利用している一般墓地の原状回復 (墓石等の撤去) にかかる費用は、使用者の負担となります。

9 施設変更制度の手続きの流れ



10 施設変更制度に関する申請書類の記載例

第9号様式（第9条関係）

旭平和墓園一般墓地返還届

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

使用者 住所 **尾張旭市東大道町原田〇〇**

氏名 **平和 次郎**

一般墓地使用許可証から転記する。

次のとおり届出します。

区画番号	A-●●●	許可証番号	●●●●●●
面積	4 m ²	当初許可年月日	昭和●●年●月●日
既納使用料	●●●, ●●● 円		
返還場所の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 更地 一般墓地の原状回復（墓石等の撤去）後に申請する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
返還理由	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しないため <input type="checkbox"/> 管理上の理由のため <input type="checkbox"/> その他（ ）		
添付書類	旭平和墓園一般墓地使用許可証		

旭平和墓園一般墓地使用料還付請求書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

使用者 住所 **尾張旭市東大道町原田〇〇**

氏名 **平和 次郎**

一般墓地使用許可証から転記する。

ます。

16

区画番号	A-●●●	面積	4 m ²	還付使用料		
				既納額	還付率	還付請求額
許可証番号	●●●●●●●●	当初許可年月日	昭和●●年●月●日	環境課にて確認の上、記入してください。		
返還届出年月日	年 月 日	原状復旧年月日	年 月 日			
還付請求理由	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しないため <input type="checkbox"/> 管理上の理由のため <input type="checkbox"/> その他 ()			受領方法		
				金融機関名	銀行・金庫・農協	本店・支店・支所
				預金種別	普通・当座	口座番号
				フリガナ		
				口座名義		

旭平和墓園合葬式墓地特例使用許可申請書

申請者	ふりがな	へいわ じろう		生年月日	昭和●●年●月●日	
	氏名	平和 次郎				
	住所	〒○○○-○○○○ 尾張旭市東大道町原田○○ 電話 0561-53-2111		申請者は一般墓地の使用者 (=特例申請者)とする。		
	本籍	□ 住所に同じ 尾張旭市東大道町原田▲▲				
返還する 一般墓地	区画番号	A-●●●	面積	4 m ²	許可証番号	●●●●●
	ふりがな	生年月日	申請者との 続柄	焼骨・生前 の別	墓地の 種別	
埋蔵され ることと なる者	氏名	昭和 ●●年●月●日	本人	焼骨・生前	個別・共同	
	へいわ じろう 平和 次郎			焼骨・生前	個別・共同	
	へいわ はな 平和 花	昭和 ●▲年●月▲日	母	焼骨	個別・共同	
				焼骨	個別・共同	

使用者本人及び親族の死亡者
(遺骨)の申請が可能

希望する墓地種別に○

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 平和 次郎

旭平和墓園合葬式墓地永代使用料減免申請書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 住所 **尾張旭市東大道町原田〇〇**

氏名 **平和 次郎**

第17号様式に記入した埋蔵予定者の中から減免対象者とする者1名を記入する。

減免の対象となる者	平和 花	生年月日	昭和●▲年●月▲日
墓地の種類別	<input checked="" type="checkbox"/> 個別埋蔵墓所 <input type="checkbox"/> 共同埋蔵墓所	希望する墓地種別にチェック	
減免の理由	一般墓地の返還による特例使用許可申請のため		
合葬式墓地使用料の額	円		
一般墓地使用料の還付金の額	円		
減免申請の額	円		

環境課にて確認の上、記入してください。

承 諾 書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

住所 **尾張旭市東大道町原田〇〇**

氏名 **平和 次郎**

電話 **(0561) 53-2111**

私は、区画番号 **A-●●●●** 許可証番号 **●●●●●●●●** の返還による一般墓地使用料返還金について、令和 年 月 日付の旭平和墓園合葬式墓地特例使用許可申請の中の **平和** ー に係る永代使用料として充当することを承諾します。

**第17号様式に記入した埋蔵予定者の中から
減免対象者とする者1名を記入する。**

特例申請者の親族が生前申込みをする場合に記入

第10号様式（第10条関係）

旭平和墓園合葬式墓地使用許可申請書

申請者	ふりがな	へいわ あさこ		生年 月日	昭和●●年●月●日
	氏名	平和 朝子			
	住所	〒○○○-○○○ 尾張旭市東大道町原田○○ 電話 0561-53-2111			
	本籍	<input type="checkbox"/> 住所に同じ 尾張旭市東大道町原田▲▲			
埋蔵されることとなる者	ふりがな	生年月日	申請者との続柄	焼骨・生前の別	墓地の種別
	氏名		特例申請者との続柄		
	へいわ あさこ	昭和 ●●年●月●日	本人	生前	個別・共同
	平和 朝子		妻		

希望する墓地種別に○

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

申請者 平和 朝子